

越谷市介護支援ボランティア制度に関するQ&A（受入施設用）

【ボランティア受入施設について】

Q 利用者の個人情報保護については。

A 施設内には多数の利用者がおりますので、利用者の個人情報等について守秘義務を遵守していただくよう、介護支援ボランティア登録時に説明を行う予定です。

Q 施設側で、ボランティアの個人情報の取り扱いについて、特に留意することはあるか。

A 個人情報の取扱いについては、従前通り適切に行ってください。なお、FAXやメールについては、誤送信のないよう十分注意してください。

Q 介護支援ボランティアについて、事業所側のメリット等は。

A 外部（施設職員以外）の方が入ることにより、より地域に開かれた施設等になるものと考えております。

Q 事故等への対応として、保険の扱いは。

A 介護支援ボランティアに登録された方は、介護支援ボランティア活動保険に自動的に加入される仕組みとなっております。事故などが発生した場合は、怪我などの状況を伺い、保険会社に連絡いたしますので、社会福祉協議会ボランティアセンター（電話：048-966-3211）へ速やかにお知らせください。

Q 受入れ施設にボランティア活動に馴染まない等の方が来た場合、受入れを断ることは可能か。

A 登録希望者に対して、介護保険制度やボランティアに関する内容を登録時に説明いたしますが、各施設の運営方針等もあるかと思われまますので、柔軟な対応をしていただきたいと思います。

Q ボランティア登録者から連絡があった場合、必ず受け入れなければならないか。

A ボランティアの受入れについては、ボランティアと施設の相互の合意で成り立つものなので、事前に双方で話し合い、活動日、活動内容、活動上の留意点等を決めてください。
受入施設の受入体制を超えて、ボランティア活動の希望があった場合や受入施設の事業運営に支障があると判断される場合、施設は受入れを制限することは構いません。良い関係作りのため、登録の際、オリエンテーションで心構えや基礎知識について説明します。

Q 施設の予定により、曜日などで都合がつかない場合、お断りしていいのか。

A 施設の都合により、曜日などの調整をしていただくなど、受け入れ施設側で対応していただくことは問題ありません。

Q 施設とボランティア活動者が直接、受入れ日時等を調整するのか。

A 登録後は、ボランティア活動者が直接施設へ連絡します。なお、初回時は、事前に施設と登録者が面談するなどの方法を取り入れていただいております。

Q 市内の第1号保険者で、要介護認定を受けている方も対象か。

A 御自身で直接施設へ訪問し、介護支援ボランティアの活動ができる方であれば対象になると考えております。

Q 現在、来訪して頂いているボランティア（高齢者）に、登録を促した方がいいか。また、登録するか否かはお本人の決定でいいのか。

A 65歳以上の方であれば、周知をお願いしたいと考えております。なお、登録するか否かは、本人の意思を尊重します。

Q 手帳を持ってこなかったボランティアの対応はどのようにすればいいか。

A 本人が手帳を忘れた場合、活動を行ってもポイントを付与することはできません。ただし、施設が預かった手帳の返却忘れなど本人の責によらない特別な理由がある場合には、後日ポイントを付与することができます。後日ポイントを付与する場合は、社会福祉協議会ボランティアセンターにご報告してください。

<参考>【介護支援ボランティアの対象者・登録について】

Q どのような高齢者が対象となるか。

A 越谷市内在住の65歳以上の方（越谷市介護保険第1号被保険者）が対象となります。

Q ボランティアに登録するにはどうすればよいか。

A 越谷市社会福祉協議会ボランティアセンター（中央市民会館2階）で登録をし、介護支援ボランティア手帳をお受け取りください。

Q 介護保険料を滞納していると登録できないのか。

A 滞納している方でも登録をして、ポイントを貯めることはできますが、換金することはできません。換金の際に滞納していなければ換金することができます。滞納しているかどうかの確認は市で行います。

Q 民生委員・児童委員、介護相談員等も対象となるのか。

A 行政から委嘱された活動であり、それぞれの役割が位置づけられているため、民生委員・児童委員、介護相談員等としての活動は対象外となります。ただし、民生委員・児童委員、介護相談員としての活動ではなく、個人としてのボランティア活動であれば、対象となります。

Q ボランティアの登録に年齢制限はあるか。また、登録した後、活動する施設が決まらずにいると、登録が取り消しになるか。

A 65歳以上の方(越谷市介護保険第1号被保険者)であれば、どなたでも登録できます。年齢の上限はありません。また、ボランティアの方の希望と受入施設側の条件が合う施設で活動することが大切ですので、活動実績がないことで自動的に登録が取り消されることはありません。

Q ボランティア登録しておく、施設から活動についての連絡があるか。

A 受入施設一覧表を参考に、ボランティアご本人が直接、越谷市が指定した施設の中から活動したい施設を選んで連絡をとってください。その施設でのボランティア活動の内容、曜日、時間帯などについては施設と話し合い、その施設で活動するかどうかを決めてください。

Q 活動によっては、専門知識や技能が必要となることがあるか。

A ボランティアの方に資格などを求めていますがおりますが、活動に慣れてきてより満足度の高い活動をしようとする場合には、ご自身の意思で勉強することは十分意義のあることだと考えております。

Q 1か月後に65歳になるが、65歳になる前からボランティアの登録は可能か。

A 登録は、65歳からとなります。ただし、すでに介護保険証が届いている場合などについては登録が可能となることもありますので、越谷市社会福祉協議会ボランティアセンターに相談していただければと思います。その場合であっても、ポイントが付与されるのは65歳からとなります。

Q 現在64歳で、まもなく65歳の誕生日を迎えるのだが、誕生日前にボランティアのオリエンテーションを受けることは可能か。

A ボランティアのオリエンテーションは65歳未満の方でも受講いただけますが、登録できるのは65歳からです。

Q 登録の際、必要なものはあるか、介護保険証は必要になるか。

A 介護保険第1号被保険者の資格を確認するために必要となりますので、介護保険証をお持ちください。紛失されてしまった場合には、越谷市介護保険課で再発行の手続きを行ってください。

Q 介護保険サービスを利用している場合、この介護支援ボランティア活動に参加できるか。

A 介護保険サービスの利用や要介護認定の有無に関わらず、御自身で直接施設へ訪問し、介護支援ボランティア活動ができる方であれば対象になると考えております。

【介護支援ボランティア手帳について】

Q 手帳はスタンプが貯まるまで使い続けるのか。

A 手帳は年度で切り替わります。スタンプが50個貯まらなくても、年度が変わったら新年度の登録時に新しい手帳をお渡しします。

Q スタンプが50個貯まっても、ボランティア活動はできるのか。

A スタンプを50個以上貯めても、ポイントは5,000ポイントとして同じですが、御自身の健康増進を目的として活動を継続することは可能です。活動記録として、51個目以降のスタンプ押印ページが用意されております。

Q 3月まで使用した手帳はどうするのか。

A 転換交付金の申請に必要となりますので、それまで御自身で保管してください。手帳を紛失された場合、スタンプを再度押印することはできませんのでご注意ください。

Q 介護支援ボランティア活動に行く途中や活動先で怪我をしたらどうするのか。

A 安心して活動を行っていただくために、万一の事故や怪我に備えて、介護支援ボランティア活動保険に加入しております。事故などが発生した場合は、怪我などの状況を伺い、保険会社に連絡いたしますので、社会福祉協議会ボランティアセンターに速やかにお知らせください。

また、スタンプが50個貯まった以降の活動でも、介護支援ボランティア活動中であれば保険の対象となります。介護支援ボランティア活動の際は、施設に手帳を提示してスタンプの押印を受けてください。

Q 介護支援ボランティア手帳を忘れてしまった場合には、ポイントは付与されないのか。

A 介護支援ボランティア手帳を忘れてしまった場合、活動を行ってもポイントを付与することはできません。活動の際は、必ず介護支援ボランティア手帳をお持ちください。別紙に押印したものを手帳に貼ってもカウントされませんのでご遠慮ください。

ただし、施設の返却忘れなど本人の責によらない特別な理由がある場合には、後日ポイントを付与いたしますので、施設にお申し出ください。

Q 介護支援ボランティア手帳のスタンプ押印欄の日にちが未記入の場合には、ポイントは付与されないのか。

A ポイントは付与されません。押印と日にちの記入がされていることでポイントが付与されますので、各自で確認をしてください。

【ボランティア活動について】

Q 現在、グループでボランティアを行っているが、登録はグループごとに行けるのか。

A 活動をグループで行っている場合でも、登録はグループでの登録ではなく、各個人ごとに登録していただくことになります。

Q グループで行うボランティアでも、65歳以上であればポイントを付与されるのか。

A グループでのボランティアが介護支援ボランティア事業の対象となる活動であり、65歳以上の方で登録をしていればポイントは付与されます。

Q 午前中に個人でボランティア、午後にグループでボランティアをした場合、両方にポイントは付与されるのか。

A 個人でのボランティア、グループでのボランティアともに介護支援ボランティア事業の対象となる活動であればポイントは付与されます。ただし、押印できるスタンプは、他の施設で押印されたものも含め、1日最大2個までです。

Q 1日に複数の施設でボランティア活動をした場合、ポイントはどうなるのか。

A 押印できるスタンプは1時間の活動で1個、1日2個までです。複数の施設でボランティア活動をした場合にも、1日に押印できるスタンプは2個までです。

Q 自分が今ボランティア活動をしている介護施設が受入施設に登録されていないが、指定されていない理由はあるのか。また、今後施設を増やす計画はあるのか。

A 登録を受けるかどうかは、施設の判断によります。受入施設については、今後も募集を継続していきます。

Q ボランティア活動は、複数の施設でできるのか。

A 受入施設であれば、毎回の活動ごとに別の施設を選ぶことができます。ただし、活動日時については、事前にボランティア活動をする施設へ連絡し、施設と相談してください。

Q 介護支援ボランティア活動をやめたいときはどうするのか。

A 翌年度に更新手続きを行わなければ、自動的に登録は廃止されます。

Q 既に地域でボランティア活動に参加しているが、介護支援ボランティア活動保険に加入すると、他のボランティア活動時にも補償されるのか。

A 介護支援ボランティア活動のみの補償となります。

【ポイントについて】

Q 活動実績に応じてポイントはどのくらい付与されるのか。

A 活動時間1時間につき1スタンプ、1日最大2スタンプが上限となり、スタンプの数に応じて下表のとおりポイントが付与されます。

スタンプの数	受け取れる評価ポイント
5個から 9個まで	500ポイント
10個から14個まで	1,000ポイント
15個から19個まで	1,500ポイント
20個から24個まで	2,000ポイント
25個から29個まで	2,500ポイント
30個から34個まで	3,000ポイント
35個から39個まで	3,500ポイント
40個から44個まで	4,000ポイント
45個から49個まで	4,500ポイント
50個以上	5,000ポイント

Q 換金可能なポイントの上限を5,000ポイントとすることで、それを超えるボランティア活動を抑制してしまうのではないかと（年間で5,000円とするのはなぜか）。

A 限りある財源の中で事業を実施するため、一定の上限設定は必要であると考えています。また、1日最大200円程度であり、「手当」のような性質のものではないため、上限を超えることで活動を抑制することは考えにくいと思われます。

Q ポイントの換金申請はどこで行うのか。

A 評価ポイントの換金申請は越谷市社会福祉協議会のボランティアセンターにて行います。ボランティア活動者が換金申請期間に必要な事項を記入の上、手帳をボランティアセンターにお持ちください。

Q ポイントは現金にしか交換できないのか。

A 現金のみの交換となります。

Q ボランティア団体や施設等に寄付することは可能か。

A ボランティア団体や施設等に直接寄付する取扱いとはしていないため、一度ご自身の口座に現金でお受取りいただいたうえで、寄付の手続きをしていただくことになります。

Q 年度途中で市外へ転居した場合、ポイントを換金することはできるのか。

A 年度途中で市外へ転居した場合は、ポイントを換金することはできません。

Q 自動的に保険料負担が軽減されるのか。

A ボランティア活動者が貯めたポイントを換金し、保険料を充当する場合に限り間接的に軽減されるものであり、自動的に保険料負担が軽減されるものではありません。

Q 今年度に5,000ポイント以上貯まった場合、その分を超えた分については、翌年度に換金可能ポイントとして繰り越すことができるのか。

A 年間の換金上限は5,000ポイントなので、超えた分については換金可能ポイントとして繰り越すことはできません。

Q 将来自分（や家族）が施設を利用するようになったときにポイントを使えるようにはできないか。

A 現在の枠組みの中では、直接介護費用に充てるという仕組みとすることは困難です。今回の事業では、翌年度に換金の申請をしていただくことになります。

Q 転換交付金が交付されない場合はあるのか。

A 介護保険料の滞納がある場合は、転換交付金のお支払いができません。

Q ポイントは、第三者（例えば家族など）へ譲ることができるのか。

A ポイントは、第三者（例えば家族など）へ譲ることはできません。